



令和8年7月あはき制度改定に伴う変更内容と 疑義解釈について

レセコン連携機能オプション助成金についてもお伝えします

※当オンライン説明会内容の共有・スクリーンショット・
SNS投稿・他社への口外はお控えください

注意事項

- 録画・録音・撮影、ならびに資料や画面の無断保存やSNS等への投稿はご遠慮ください。
- 画面共有の内容を、主催者の許可なく複製・転用・第三者への共有を行わないようお願いいたします。
- 弊社ユーザー様以外の無断参加・資料共有は一切禁止といたします。
- 通信環境や機器の不具合により発生したトラブルについては主催者では責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

1 本日の内容

①制度改定のポイント

②Q&A

③明細発行加算の運用・注意点

④レセコン連携機能オプション助成金のお知らせ

2-1 制度改定案

- あはき療養費の改定率 **+0.60 %** (令和8年度診療報酬改定における医科の改定率+0.28%及び経済・物価動向等を踏まえ、政府において決定)

令和8年度料金改定に関する基本的な考え方(案)

- 現下の物価高騰に対応し、施術に関する料金を引き上げるとともに、医療保険制度における適正な評価の推進の観点から、一定回数を超える施術に対する逓減制を導入する。あわせて、施術者と患者の情報共有を促進するための明細書の発行の推進や、訪問施術制度についての一部見直しを行う。

【あん摩・マッサージ・指圧】

(1) 施術に関する料金及び算定ルールの見直し

- ・ マッサージについて、1局所につき20円引き上げ、「1回当たり470円」に改定する。(例:5局所の場合 100円引き上げ「1回当たり2,350円」に改定する。)
- ・ 月16回以降の施術は、マッサージ、訪問施術料、温電法(電気光線器具を使用した場合を含む)、変形徒手矯正術について、所定料金の100分の50に相当する額により算定するものとする。

(2) その他

- ・ 実際に訪問施術を行っている場合に、訪問施術料を算定せず(通所による)マッサージの料金を算定することはできないことを明確化する。
※出張専門の施術者が施術を行う場合であって、訪問の必要性なしと同意書に記載されている場合には適用しないこととする。
- ・ あん摩・マッサージ・指圧の療養費についても、はり、きゅうと同様に1日に1回に限り支給するものであることを明確化する。

【はり、きゅう】

(1) 施術に関する料金及び算定ルールの見直し

- ・ 初検料、施術料及び訪問施術料について、以下のとおり引き上げる。
初検料 1術 2,000円(+50円)、2術 2,320円(+90円)
施術料(通所)及び訪問施術料 1術 1,650円(+40円) 2術 1,820円(+50円)※通所の場合
- ・ 月16回以降の施術は、施術料、訪問施術料、電療料について、所定料金の100分の50に相当する額により算定するものとする。

2-2 制度改定案

【あん摩・マッサージ・指圧、はり、きゅう共通】

(1) 訪問施術料の見直し

- ・ 訪問施術料の区分を見直し、訪問施術料4(10人以上、訪問施術料3から移行)及び訪問施術料5(20人以上)を新設する。
- ・ 訪問施術料4及び5を算定する施術所における訪問施術のうち、特定の施設において行われるものが訪問施術の9割以上である場合には、当該施設における施術が効率的に行われているものであるといえることから、当該施設における訪問施術の料金(一連の施術において算定される全ての料金)について100分の80に相当する額により算定するものとする。

(2) 明細書発行の推進等

施術の透明化や患者への情報提供の観点から、以下のとおり見直しを行う。

- ・ 明細書発行加算を新設し、施術の内容がわかる明細書を無償で発行した場合には当該加算を算定できることとする。
- ・ 明細書は患者から一部負担金等の費用の支払いを受けるごとに交付することを原則とするが、通所であって患者が希望した場合又は訪問の場合には1か月単位でまとめて交付することも認められるものとする。この場合において、通所の場合には、患者の求めを起点としていることを確認するための措置を講じる。
- ・ 明細書発行に係る規定及び様式について所要の整備を行う。
- ・ 保険者による被保険者等への照会のうち、患者に対する照会について、明細書の発行推進・様式の見直し等に併せて所要の整備を行う。

(3) 健康保険事業の健全な運営の確保

- ・ 経済上の利益の提供を伴い行われた施術や施術所と訪問先の施設等が特別の関係にある場合の施術は、療養費の支給対象外である取扱いとする。
- ・ 自己施術、自家施術については、療養費の支給対象外であることを明確化する。
- ・ 新設する訪問施術料4及び5を算定する施術所について、保険者が当該施術所における訪問施術の状況を確認することができるよう措置を講ずる。(出張専門の施術者が訪問施術料を算定せずに(通所による)マッサージの料金を算定している場合を含む。)

2-3 制度改定案

(4) 同意書に係る取扱いの明確化・運用の適正化

- ・ オンライン診療による同意書の交付はできないことを明確化する。
- ・ 同意書の訂正について、同意書を作成した医師によるものであることを明確化するための規定の整備を行う。

(5) その他の見直し

- ・ 今回の改定に伴い新設される、月16回以降の逡減により算定する場合並びに訪問施術料4及び5を算定する場合の療養費支給申請書の様式を新たに設けることとし、それ以外の施術に係る療養費支給申請書については従前の様式からの変更を最小限のものとする。
- ・ あはき療養費に係る留意事項と受領委任の取扱規程の内容について整理を行う。
- ・ 受領委任における審査会の面接確認に係る規定を整備する。

(6) 引き続きの検討事項

- ・ 頻回の施術や訪問施術について、今般の改定による影響も含め、調査方法等を検討した上で、実態を把握し、その在り方について検討を行う。
- ・ 患者の求めに応じて1か月単位で明細書を発行している事例について、患者にも自らが受けた施術の内容について、都度理解してもらうことの重要性の観点から、引き続きその在り方について検討する。
- ・ 受領委任において個々の患者ごとに償還払いに変更する仕組みについて、実績等について把握し、内容の整備について検討を行う。
- ・ マッサージについて施術部位数によらず料金を包括化することについて、いわゆる粗療とならないような対応の在り方等も含め、引き続き検討を行う。
- ・ 療養費制度について、適正な給付の確保及び不正請求防止の観点から、引き続き必要な対応策等の検討を行う。

3 制度改定のポイント

- ①訪問施術料の見直し
- ②新しい逓減の発生
- ③明細書発行の促進

3-1 訪問施術料の4・5の新設

訪問施術料4 = 同一日同一建物で10人以上

訪問施術料5 = 同一日同一建物で20人以上

3-2 新しい逓減とは

- ①訪問施術料4,5に該当し特定の施設で行われる
施術が9割以上である場合は100分の80に相当する
額により算定するもの。
- ②月16回以上の施術は100分の50に相当する額に
より算定する
→**施術料、訪問施術料、電療料、温罨法全て対象**

3-3 明細書発行の注意点

①集中率の考え方により同一月が終了しなければ
80%逓減が確定しない

→都度会計をしている場合、同一月が終了後に
会計金額が変わる可能性がある

②訪問or通所により明細発行の対応は大きく変わる

→通所の場合、都度発行への対応が必要

4-1 Q&A①

**Q1. 月まとめ発行を希望する旨の患者からの署名は
訪問施術を行う際も必要か？**

A. 不要

 補足：通所では柔整同様必要となるため、注意が必要

**Q2. 月まとめ発行の際に患者から署名を頂く際に家族の
サインなど代理署名でもよいか？(通所の場合)**

**A. やむを得ない場合は施術者が代理記入を行い患者の
押印を受ける事を想定している**

4-2 Q&A②

Q3. 集中度90%を超えた場合の80%遡減（20%カット）とは同一月が終了しないと確定しない認識か？

A. その通り。都度会計している場合は、月の終了時に集中度が90%を超えていたら会計金額が変わることになる

Q4. 明細書の再発行した場合、再発行分の明細書発行加算は算定できるか？

A. 算定不可です。二重に算定することはできません

4-3 Q&A③

Q5. 摘要欄への印字が増えることが想定されるが、文字が小さいことが理由で 返戻になることはないか？

A. 保険者の判断による。ただし別紙への記載はNGのため摘要欄に記載する以外の方法がありません

Q6. 新用紙への対応時期は？

**A. 所属している会により、移行時期は異なります。
個人請求は数か月後の予定です。
当面は現行用紙を取り繕って印字対応となります**

 補足：レセプト用紙への印字、新用紙対応は保険者の動向にも影響されるため、今後情報が更新された場合は対応が変更となる可能性があります。

4-4 Q&A④

Q7.月16回以上による50%逓減対象患者が、集中度90%以上の逓減対象施設で施術を受けた場合は？

A. 50%の逓減をした上で、80%の逓減がかかる

Q8. 保険証住所以外の訪問の場合で、娘宅、息子宅で施術を受けた場合、または施設に住所を移しているが、たまの帰宅で自宅で施術を受けた場合は患家扱いとなるか？

A. 患家扱いになります。

4-5 Q&A⑤

Q9.明細書と領収書を別々で発行しなければならないのか？

**A. 現在BOOSTERでは別々の発行が必要になります。
今後のアップデートで領収書兼明細書の対応を予定
しています**

Q10. 月まとめの明細書をまとめて発行する機能はあるか？

**A. 現在は1名ずつの印刷が必要で、まとめて印刷する
機能はありません。今後のアップデートで対応を
予定しています**

4-6 Q&A⑥

Q. 11. レシートプリンターから月まとめ発行用の明細書は印刷可能？

A. 今後のバージョンアップにて対応を予定しています

Q. 12. 訪問施術総括表は件数が増えた場合に複数枚の作成は可能？

A. 複数ページになることは問題ありません

4-7 Q&A⑦

Q13. 最終来院日が不明で翌月初回に明細書をお渡しすることは問題ないか？

A. 実際に発行した際であることが必要

月まとめ発行の注意点

通所の場合：柔整と同じく月まとめ発行を希望する同意書の署名、保管が必要

訪問の場合：署名は不要、基本が月まとめ発行と厚生労働省も認識している

通所の場合は都度発行への対応が必要

5-1 月まとめ発行の課題(通所の場合)

月間1回発行では、受付業務・書類管理に課題が残ります

① 同意書管理

取得・保管の手間が残る

- ・ 同意書の取得が必要
- ・ 5年間の保管義務がある
- ・ 紙ベースの管理が負担

② 渡し忘れリスク

最終来院日が確定しにくい

- ・ いつ発行し、いつお渡しするか
- ・ 次回来院未定の対応をどうするか

③ 確認負担増

確認作業が増える

- ・ 発行漏れの確認が必要
- ・ 請求前の発行が必須

月間1回発行は「管理する業務」が残るため、都度発行しやすい運用づくりが重要です

5-2 スムーズな受付業務を実現するために

制度改定対応は「プリンタの購入」ではなく、受付業務を止めないための運用見直しです。

月まとめ発行で発生しやすいこと

- ・最終来院日が確定せず、渡し忘れが起きやすい
- ・インク切れ・紙詰まり時に会計が止まる
- ・印刷スピードが遅くスムーズではない
- ・用紙サイズ変更の手間



都度発行＋サーマルプリンタ運用

- ・会計時にその場で領収証兼明細書を発行
- ・インク交換不要で受付中の停止を減らせる
- ・印刷が速く、患者様を待たせにくい
- ・ロール紙交換中心で受付スタッフも扱いやすい

※通所での対応の場合

5-3 サーマルプリンタ導入メリット(通所の場合)

受付業務を止めにくく、明細書をスムーズに発行できます

① インク交換不要

- インク・トナー管理の手間を削減
- 急なインク切れによる受付停止を防ぎやすい

② 長寿命・高耐久

- 毎日の明細書発行にも使いやすい
- 業務利用を想定した耐久性

③ 印刷スピードUP

- 会計時の明細書発行をスムーズに
- 患者様を待たせにくい受付対応へ

④ 省スペース

- 受付まわりに置きやすい小型設計
- 限られたスペースでも設置しやすい



5-4 BOOSTER仕様

※サーマルプリンタ使用時

- ①その他→編集可能
- ②保険外→編集可能
- ③欄外のコメント編集等可能

←実際に印刷した領収書兼明細書

※用紙サイズ58mm(CT-S280/CT-S281/RP-F10)
80mm(RP-F10)の比較をしております。

※SII RP-F10は58mmのレシートロールも使用可能です。

あはきの領収書兼明細書の対応は8月のバージョンアップを予定しています
あはきは現在58mmのみの出力となります。

領収証兼明細書
NSC 本部 様
(No. 1)

〈初検料・再検料等〉	
初 検 料	1,560円
初検時相談支援料	100円
再 検 料	円
〈施術情報提供料〉	円
〈往復料〉	円
〈施術料等〉	
設備・固定・治療料	2,310円
接 触 料	円
通 電 法 料	円
冷 電 法 料	192円
電 療 料	円
金属刺激等加算	円
急速型運動療法料	円
〈明細書発行加算〉	10円
〈その他〉	円
計	4,172円
①一部負担金	4,170円
②保険外	0円
合計金額 (①+②)	4,170円
自署名(部位及び自傷) 又は施術部位	療部接接 療部接接 右上前部接接

上記合計金額を領収しました。 (58mm)

令和 8年 7月 1日

NSC 豊後院
東京都大田区豊田5丁目37番1号
ニッセイアロマスクエア2
2階 大田
TEL 03-3736-1151

※ 領収書はマイナンバーカードでの受付を行っています。

※ 自署名は施術者の中での判断によるものであり、今後の施術等により変更される場合があります。

※ この明細書はあなたの受けた施術の内容が記録されているものです。保険等から内容の確認がある場合がありますので、大切に保管してください。

領収証兼明細書
NSC 本部 様
(No. 1)

〈初検料・再検料等〉	
初 検 料	1,560円
初検時相談支援料	100円
再 検 料	円
〈施術情報提供料〉	円
〈往復料〉	円
〈施術料等〉	
設備・固定・治療料	2,310円
接 触 料	円
通 電 法 料	円
冷 電 法 料	192円
電 療 料	円
金属刺激等加算	円
急速型運動療法料	円
〈明細書発行加算〉	10円
〈その他〉	円
計	4,172円
①一部負担金	4,170円
②保険外	0円
合計金額 (①+②)	4,170円
自署名(部位及び自傷) 又は施術部位	療部接接 療部接接 右上前部接接

上記合計金額を領収しました。 (80mm)

令和 8年 7月 1日

NSC 豊後院
東京都大田区豊田5丁目37番1号
ニッセイアロマスクエア2
2階 大田
TEL 03-3736-1151

※ 領収書はマイナンバーカードでの受付を行っています。

※ 自署名は施術者の中での判断によるものであり、今後の施術等により変更される場合があります。

※ この明細書はあなたの受けた施術の内容が記録されているものです。保険等から内容の確認がある場合がありますので、大切に保管してください。

6-1 都度発行による算定効果

月まとめ発行と都度発行を「月間」で比較すると、対象患者数に応じて差額が積み上がります。

$$\text{対象患者数} \times \text{来院回数} \times 10\text{円} = \text{都度発行時の月間算定額}$$

年間差額：¥17,000 ~ ¥42,000

条件例	月まとめ発行	都度発行	月間差額
月6回来院 × 30人	30人 × 10円 = 300円	30人 × 6回 × 10円 = 1,800円	+1,500円／月
月8回来院 × 50人	50人 × 10円 = 500円	50人 × 8回 × 10円 = 4,000円	+3,500円／月

算定イメージ：印刷して明細書を発行した場合に10円算定。月間比較では「月1回発行」と「来院ごとの発行回数」の差を見ています。

※実際の算定額は対象患者数・来院回数・実際の発行回数により変動します。

都度発行しやすい運用づくりが、受付効率化と明細書発行加算の適正算定につながります。

6-2 導入検討の対象になる方

下記に1つでも当てはまる場合、受付業務を効率化できる可能性があります。

受付負担

会計時の印刷待ちを減らしたい

- 明細書発行が増えると会計処理も増加
- スムーズな会計導線を作りたい

トラブル

インク切れ・紙詰まりを避けたい

- 患者様対応中にプリンタで詰まりたくない
- インク在庫や交換の手間を減らしたい

制度対応

同意書管理・渡し忘れを減らしたい

- 月1回発行では同意書管理が残る
- 都度発行で運用をシンプルにしたい

買い替え

既存プリンタの買い替えを検討中

- CT-S280/CT-S281等を長年利用中
- 買い替え時は担当者へ相談ください

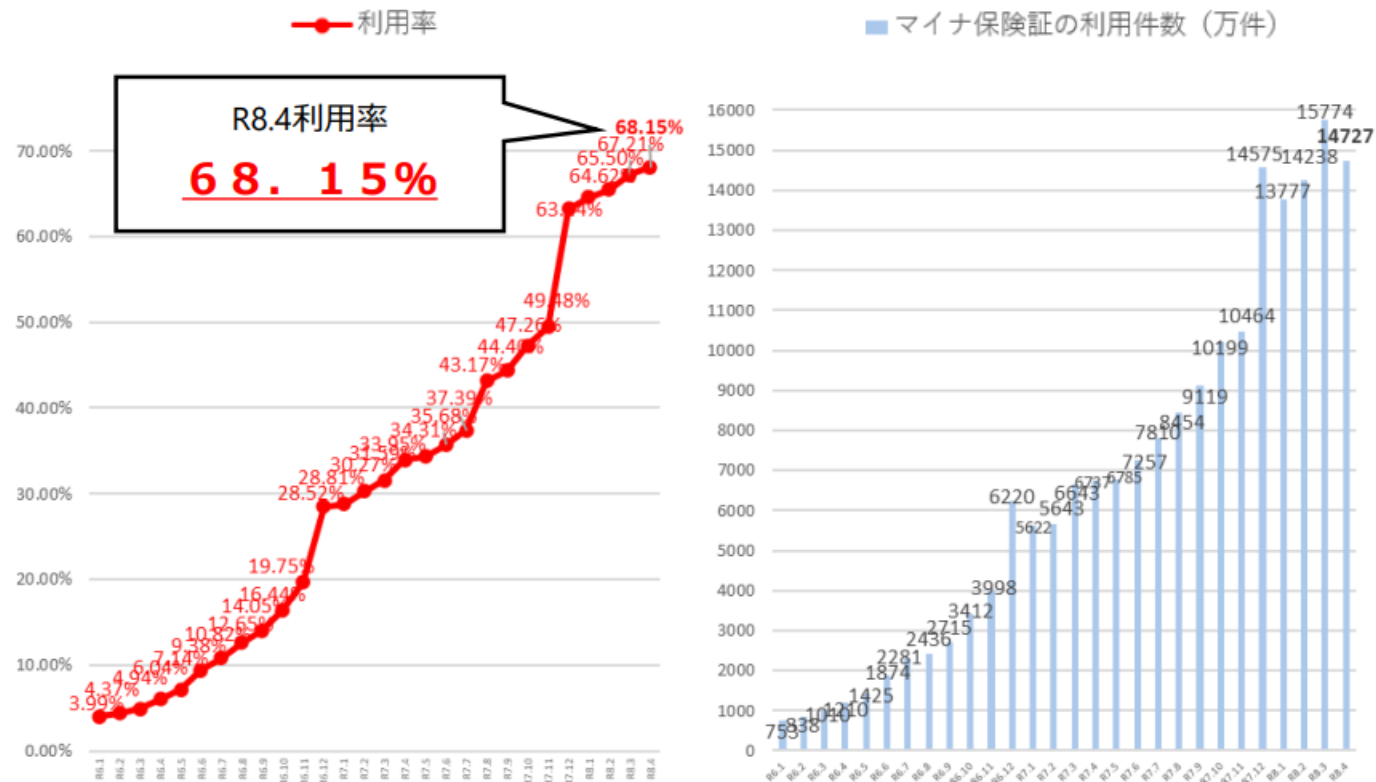
サーマルプリンタの詳細な機能・金額はBOOSTER内お知らせページに資料を掲載しています

7-1 マイナ保険証対応に関わる補助金等

1. ICカードリーダー等端末機器補助金
(助成金申請期限：令和9年2月1日)
2. 「レセコン連携機能」の導入に必要なレセコンの改修等に係る事業 (助成金申請期限：令和9年2月1日)

7-2 マイナ保険証の現状

2025年12月以降急激に利用率が上がっています



※デジタル庁資料④「マイナ保険証」に関する抜粋

※令和5年1月～令和8年4月

7-3 工夫次第で更に便利に

施設側の読み取り端末が汎用カードリーダーの場合



※個人情報のため患者様本人がPCへ入力が必要

7-4 マイナ保険証対応の課題

ICカードリーダーのみの場合

課題

- ①住所情報の確認・入力が手間
- ②保険証変更に気付けない
- ③マイナアプリ対応のためPCが受付に固定される

※施術所・患者様どちらも手間が増え、返戻増加による売上への影響が考えられる

7-5 レセコン連携追加機能

- ①被保険者の住所の取得が可能（マイナアプリでは取得不可）
- ②取得した資格情報の長期保存：2ヵ月→最長2年
- ③カルテ更新の自動判別(保険証変更)
(BOOSTERに登録している情報と突合)
- ④マイナ受付 読み取り→一括対応も可能
- ⑤来院履歴連動 カルテ自動分割→来院日の付け直しが自動
(実装予定)

7-6 工夫次第で更に便利に

①訪問先又は受付から診察室など離れた場所
で読み込んだデータを取得可能



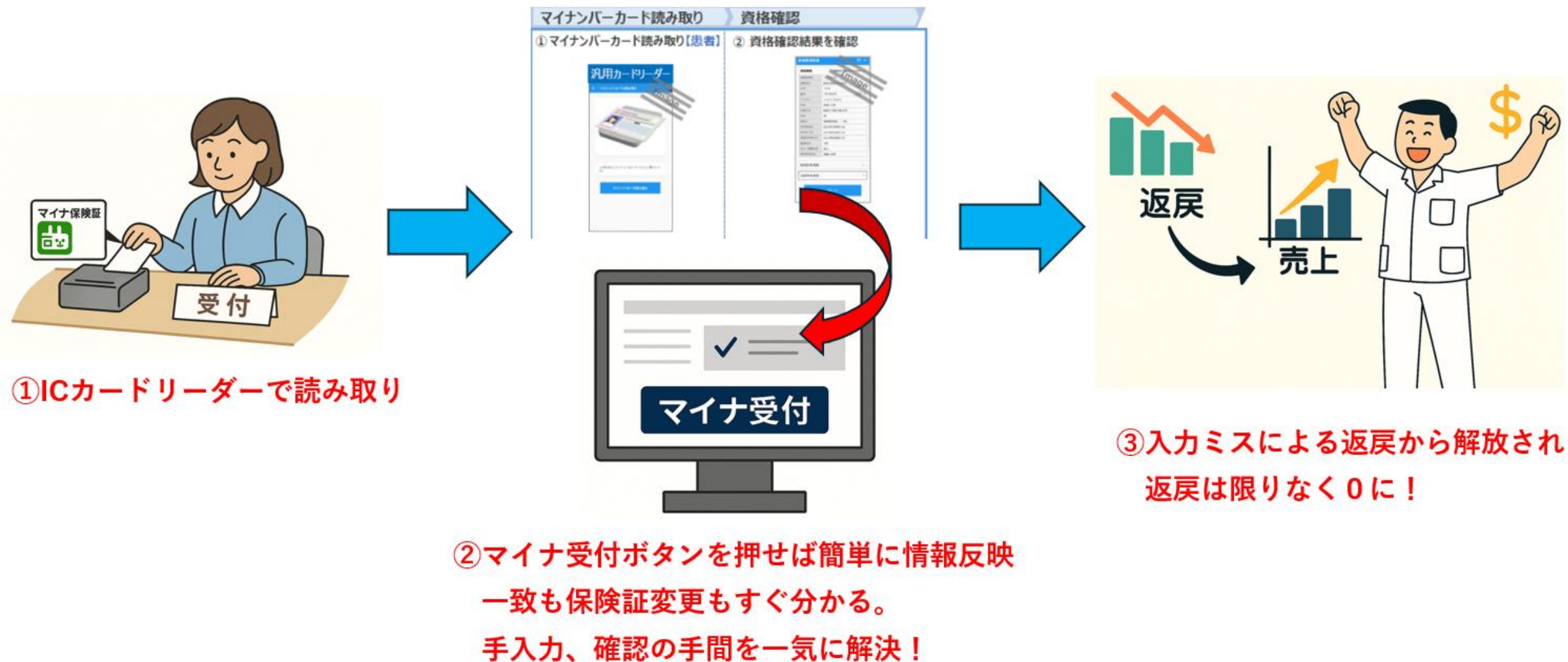
①マイナアプリでは翌月末に消えてしまう
マイナ保険証データを印刷対応可能に

※今後実装予定の機能です



BOOSTER独自の仕様・機能で利便性大幅UP

レセコン連携機能業務フロー



導入費用

改修費用 ¥ 58,300-

消費税 ¥ 5,830-

導入費用 ¥ 64,130-税込

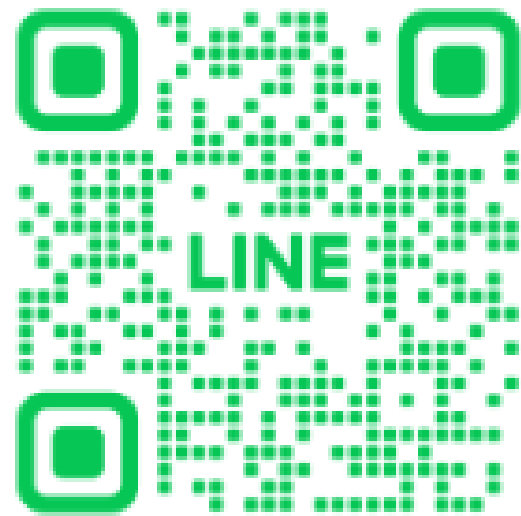
補助金額 ¥ 32,000-

※令和9年2月1日期限

実質ご負担額32,130-税込

※予算の範囲内で実施する補助金のため、申請金額の合計が予算上限に達した場合は、受付を停止させていただく場合がございますので、可能な限りお早めの申請をお願いいたします。

NSC公式LINEアカウント



制度改定や補助金情報、その他にも緊急のお知らせや
お役立ち情報を随時発信しております。

左記QRコードより
日本システムクリエイト株式会社の
公式LINEアカウントのご登録をお願いいたします。

BOOSTERオプションお申込みフォーム

Boosterオプション製品お申込みフォーム



←QRコードよりご注文が可能です。

※入力間違いにご注意ください

※旧サーマルプリンタから買い替え、または
PCとセット購入をご希望の場合は
担当者または弊社窓口まで直接ご連絡下さい

次回説明会日程：今回で終了となります